認可保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設　　入園のしおり（令和５年度）　追加資料１

＜入園のしおりの変更点について＞
以下、2点が変更となります。いずれの変更についても、市役所（子育て支援課）に改めて申請等の手続きは不要です。

変更①:「保育の調整指数」における加点の取扱いの変更について（P23およびP25）

「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画（令和5年8月改訂）」により、市立ちゅうおう保育園が民営化の対象園となったことから、保育の調整指数の7番および転園希望者への加点を以下の通り行います。

追 加

保 育 の 調 整 指 数（P23）

番号	条　　件	指 数
1～6まで　　変更なし		
7	しんかわ保育園に、兄弟姉妹が在園している場合（第1希望とする施設の利用調整時のみ加点） ちゅうおう保育園に、兄弟姉妹が在園している場合（第1希望とする施設の利用調整時のみ加点） ※令和5年度中に兄弟姉妹が在園し、かつ、申請時に引続き当該兄弟姉妹が在園していることが条件	4
8～14まで　　変更なし		

ちゅうおう保育園からの転園希望について（P25）

※ ちゅうおう保育園の在園児の保護者が他の保育施設等へ転園を希望する場合は、入所利用調整時に10～50点の保育の調整指数を加点します。

東久留米市の保育サービスの施設整備・運営および提供体制に関しては、【追加資料2】をご参照ください。

変更②:「多子世帯の利用者負担額（保育料）の軽減」について（P27）

令和5年10月分以降の保育料を対象として、東京都独自の支援策として多子世帯の利用者負担額軽減補助が実施されています。

生計を同一にする子が2人以上いる世帯については国で定められている多子計算に係る年齢制限によらず、第2子以降は、第1子の年齢にかかわらず保育料が全額無料（無償化）となります。

また、平成28年度から国の制度として、引き続き市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の保育料は、第1子から半額となります。

入園のしおり（令和6年度）抜粋

11　保育サービスの施設整備・運営及び提供体制について

東久留米市では、待機児童解消策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化が進んでいる公設公営保育園の当面の方向性を示すため、「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」を策定しています。

〇公設公営保育園への民間活力の導入

市では、公設公営保育園への民間活力の導入を行うことによって、多様な保育サービスの提供による保護者の選択肢の拡大や保育園の運営にかかる経費の縮減が図れるとともに、公設公営保育園の老朽化への対応といった課題が解決できる効果があることから、施設の老朽化の程度等を踏まえ、将来的には公設公営保育園の全園に民間活力の導入をめざすという考えのもと、民間活力の導入を推進し、民間から提供される保育サービスへの転換を図ります。

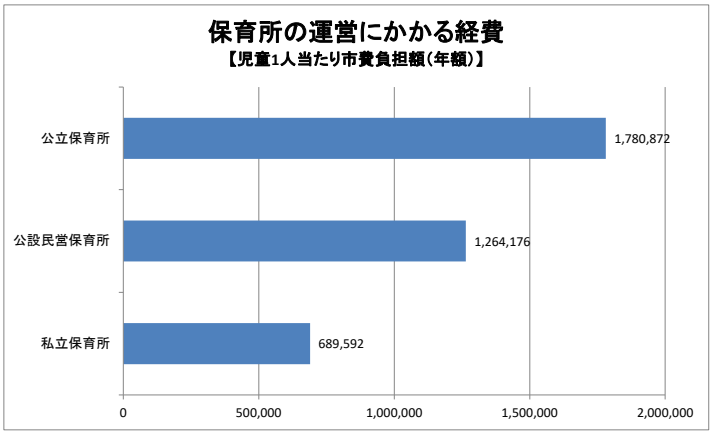

※令和4年度決算額
※児童1人当たり市費負担額（年額）を算出するにあたり、公立分（公設民営及び管外公立分含む）の国負担金については、一般財源化されたため、理論値として計算しています。

■ちゅうおう保育園について

ちゅうおう保育園は令和8年4月より公私連携型保育所へ移行する計画です。公私連携型保育所に移行することにより、20時までの延長保育、0歳児の産休明け保育、一時保育等保育サービスや、病後児保育、その他事業者からの提案による事業の実施や施設の老朽化への対応が図られます。

スケジュールとしては、令和6年度に公募型プロポーザル方式による事業者選定・決定、令和7年度に引継保育・合同保育、令和8年4月に公私連携型保育所へ移行し、原則として令和11年度に施設の建て替えに工事着手する計画です。

※公私連携型保育所は、民設民営でありつつも協定により市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く運営形態の保育所です。

※ちゅうおう保育園の在園児の保護者が他の保育施設等へ転園を希望する場合は、入所利用調整時に10～50点の保育の調整指数を加点します。

■しんかわ保育園について

しんかわ保育園は、施設の老朽化が激しいことから、民間化対象園と選定し、令和元年度の 0 歳児から段階的に募集を停止しており、在園児が卒園した後の令和5年度末をもって閉園します。